

資料 1－3（訪問系）	H21.3.27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定について

1 留意事項

- (1) 本資料は、厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料等を基に、現段階で整理したものであり、今後変更があり得るものである。算定に当たっては、再度告示、留意事項通知等を確認して行うこと。
- (2) 資料中、「問〇－〇」とあるのは、資料 1－2「平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A（VOL. 1）」の問いを指す。
- (3) 下線部については、他のサービスと加算の名称は同じでも要件が異なることを意味する。
- (4) 千葉市内に事業所が所在する事業者におかれては、資料中、「都道府県知事」とあるのは「千葉市長」と読み替えるものとする。なお、千葉市長への届出方法については、資料 2－1「障害福祉サービス事業者等に係る「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について」を参照されたい。

2 共通的事項

(1) 利用者負担上限額管理加算

- ア 現行では管理結果がいわゆる「3」（利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。）の場合のみ加算を算定できたが、平成 21 年 4 月以降は「1」「2」「3」いずれの結果でも加算を算定できる。ただし、上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない場合は、加算を算定できない。【問 1－8 参照】
- イ 短期入所について、利用者負担上限額管理加算が算定可能となる。なお、国の事務処理要領において、「短期入所サービスのみの利用者で、上限額管理が必要なときは、当該月において当該上限額管理対象者に原則として最後に指定短期入所サービスを提供した事業所が上限額管理を行う。」とされているが、その月の最後の事業所でなくとも、主として利用している特定の短期入所事業所がある場合など、管理対象者の利用状況が適切に把握できる場合であれば、その事業所を上限額管理者とすることは差し支えない。

(2) 新事業移行時特別加算

新体系事業への移行が当面の一時的なものであることにかんがみ、廃止する（基金事業に移行して実施）。

3 居宅介護

(1) 特定事業所加算【問 2－1～問 2－9 及び問 3－1～問 3－4 参照】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護事業所が、利用者に対し、指定居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数
- イ 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数
- ウ 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- ア 特定事業所加算（Ⅰ）
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (ア) すべての居宅介護従業者（登録型の居宅介護従業者（あらかじめ事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。）を含む。）に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (イ) 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。
- a 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。
 - b 指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。
- (ウ) すべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。
- (エ) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第31条第6号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (オ) 新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (カ) 居宅介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び居宅介護従業者養成研修1級課程を修了した者（以下「1級課程修了者」という。）の占める割合が100分の50以上であること。又は前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち、常勤（週32時間以上）の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。
- (キ) すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。
- (ク) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者（児童を除く）の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合が100分の30以上であること。
- イ 特定事業所加算（Ⅱ）
- アの（ア）から（オ）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（カ）又は（キ）のいずれかに適合すること。
- ウ 特定事業所加算（Ⅲ）
- アの（ア）から（オ）まで及び（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（2）特別地域加算【問2－12参照】

別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ **別に厚生労働大臣が定める地域**の内容は以下のとおり。

- 次のいずれかに該当する地域
 - ① 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - ② 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - ③ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯

- ④ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- ⑤ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- ⑦ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ⑧ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ⑨ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域
- ⑩ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島

なお、千葉県内においては、以下の地域が該当することが見込まれる。

- 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、大多喜町、御宿町、鋸南町

（3）緊急時対応加算【問2-11参照】

身体介護及び通院等介助（身体介護を伴う場合）について、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更等を行い、居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合は、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

（4）初回加算【問2-10参照】

指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又はその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

4 重度訪問介護

（1）基本報酬

30分毎の単価区分を新設する。なお、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、支給決定等についての留意事項の変更無し。

（2）特定事業所加算【問2-1～問2-9及び問4-1～問4-4参照】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所が、利用者に対し、指定重度訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20に相当する単位数
- イ 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- ウ 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- ア 特定事業所加算（Ⅰ）
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(ア) 居宅介護の(ア)を参照

(イ) 次に掲げる基準に従い、指定重度訪問介護が行われていること。

a 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。

b 指定重度訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。

(ウ) ～ (オ) 居宅介護の(ウ) ～ (オ)を参照

(カ) サービス提供に当たり、重度訪問介護従業者の24時間派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供していること。

(キ) 居宅介護の(カ)を参照

(ク) すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、平成24年3月31日までの間は、サービス提供責任者のうち、重度訪問介護従業者として3,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が100分の50以上である場合は、当該基準に適合するものとみなすこととする。なお、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。

(ケ) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合が100分の50以上であること。

イ 特定事業所加算(Ⅱ)

アの(ア)から(カ)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(キ)又は(ク)のいずれかに適合すること。

ウ 特定事業所加算(Ⅲ)

アの(ア)から(カ)まで及び(ケ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 特別地域加算【問2-12参照】

居宅介護を参照

(4) 緊急時対応加算【問2-11参照】

居宅介護を参照

(5) 初回加算【問2-10参照】

居宅介護を参照

(6) 同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。

5 行動援護

(1) 基本報酬

1日当たり5時間以上8時間未満(30分毎)の単価区分を新設する。

(2) 特定事業所加算【問2-1～問2-9及び問3-1～問3-4参照】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援

護事業所が、利用者に対し、指定行動援護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20に相当する単位数
- イ 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- ウ 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

ア 特定事業所加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（ア）～（カ）居宅介護の（ア）～（カ）を参照

（キ）すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、平成24年3月31日までの間は、すべてのサービス提供責任者が、行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなすこととする。なお、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。

（ク）居宅介護の（ク）を参照

イ 特定事業所加算（Ⅱ）

アの（ア）から（オ）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（カ）又は（キ）のいずれかに適合すること。

ウ 特定事業所加算（Ⅲ）

アの（ア）から（オ）まで及び（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（3）特別地域加算【問2－12参照】

居宅介護を参照

（4）緊急時対応加算【問2－11参照】

居宅介護を参照

（5）初回加算【問2－10参照】

居宅介護を参照